

第 31 条の 9 第 30 条から前条までの規定にかかわらず、指定数量未満の第 4 類の危険物のうち動植物油類を貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、当該各条の規定は、適用しない。

【解釈及び運用】

本条は、動植物油類についての適用除外規定である。

10,000 リットル未満の動植物油類については、本来ならば、指定数量未満の危険物として第 30 条から第 31 条の 7 までの規定が適用されることとなるが、本条では、貯蔵条件により基準の適用が異なることとならないよう、規制の統一を図るためにこれらの規定の適用を除外している。指定数量未満の動植物油類については、指定可燃物の規制に合わせて、第 33 条に貯蔵及び取扱いの基準が定められている。このことにより指定可燃物の動植物油類も少量危険物の動植物油類も同じ基準が適用されることとなる。

法別表第 1 備考第 17 に基づき、危険物省令第 1 条の 3 第 7 項に規定する動植物油類については、危険物から除かれている。危険物から除かれる条件は、

- 1 危険物政令の基準に適合している屋外貯蔵タンク、屋内貯蔵タンク、地下貯蔵タンクにおいて加圧しないで、常温で貯蔵保管されている。
- 2 危険物省令の容器基準に従って容器に貯蔵保管されている。

のいずれかであり、これらの条件で 2 立方メートル以上の量を貯蔵保管している場合は、危険物政令別表第 4 備考第 8 号の規定により、指定可燃物(可燃性液体類)となる。